

10月17日(月)～23日(日)

# 行政相談週間

## 行政相談を

### ご利用ください



皆さんの中には、日常生活において、官公署や特殊法人・独立行政法人が行っている仕事について、苦情

や要望・意見などをお持ちの方が多いのではないのでしょうか。

例えば、登記、税金、年金、福祉、道路、農地、郵便、窓口サービスについて

・国道の雑草を除草してほしい

・行政の説明や措置に納得がいかない

・苦情を直接申し出にくいなどの場合に、行政相談をご利用ください。

### 【秩父市の行政相談】

いずれも午後1時～3時

歴史文化伝承館	毎月第3月曜日
1階相談室	
吉田総合支所	毎月第1月曜日
大滝総合支所	毎月第4月曜日
荒川総合支所	毎月第2月曜日

行政相談とは、総務大臣が委嘱している相談員が、皆さんと行政機関等の間に立って、公平・中立

な第三者的立場からあつせんを行い、苦情等の解決を図るとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

総務省では、行政相談制度のより一層の普及を図るため、毎年「行政相談週間」を設けて全国一斉に各種事業を実施しています。

### 秩父市担当の行政相談委員

氏名	住所	電話番号
根岸 進	日野田町1-2-37	☎22-2295
彦久保利平	下吉田5567	☎77-0110
山中 武	大滝340	☎54-0289
佐藤 誠二	荒川上田野523-1	☎54-2457
彦久保幸子	近戸町10-18	☎23-4848

また、自宅でも相談を受け付けています。相談はすべて無料で、秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

### 行政苦情110番

☎0570-1090110

FAX 048-1600-2336

HP 「行政苦情110番」で検索！

☎市民生活課 26-11133

### 消費生活センターからのお知らせ

## 衣類等の

## 洗濯絵表示

### (取扱表示)が 変わります

消費者が日常使用している家庭用品で繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち品質を識別する必要性の高いものには法律により表示すべき事項や表示方法が定められています。このたび、衣類等の洗濯絵表示が変更されることになりました。近年、衣類等は海外との取引が



### 5つの基本記号

強さ(基本記号の下に付加)

線なし	通常の強さ
1線	弱い
2線	非常に弱い

「線(-)」が増えるほど弱くなります。

温度(基本記号の中に付加)

《記号によるもの》	《数字によるもの》
「●」「●●」「●●●」	例) 40
低 → 高	

タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

禁止



基本記号と組み合わせて、禁止を表します。

増え、輸入品には海外の取扱表示と日本の取扱表示両方がついているものもあります。また、洗濯機や洗剤の多様化、商業クリーニンングの技術進歩等、繊維製品を取り巻く環境も大きく変化しています。このような変化に対応するため繊維製品の洗濯絵表示が国際規格にない変更されるのです。

これまで日本独自の洗濯絵表示でしたが、平成28年12月1日以降に販売される製品から新しい絵表示が使用されます。変更により、国内外の洗濯絵表示は統一され、記号内にはこれまでのように日本語の記載(例・ドライ、セキユ系、ヨワク等)はなくなります。

①洗濯処理②漂白処理③乾燥のしかた④アイロン仕上げ⑤クリーニングの5種類の基本記号と付加記号(強さ、温度)の組み合わせで表示され、記号の種類はこれまでの22種類から41種類に増え、繊維製品の取り扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されることとなります。(上記参照)

市場には平成29年春夏物から順次登場し、一定の併用期間を経て全面的に刷新されます。新しい表示を覚えて大切な衣類を正しく取り扱いましょう。

### 秩父市消費生活センター

☎25-15200

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)

午前9時～正午、午後1時～4時